

ノ事蹟ヲ詳細ニ記載シ其日ノ拾五日迄ニ事務所ニ差出スヘキトス

第拾六條 本組合員ニシテ年季徒弟ヲ養成スルトキハ本業ノ外相當ノ修學ノ便ヲ與ヘ又其工料ヲ得ルニ至リタルトキハ相當ノ分配ヲ與フルモノトス

第拾七條 本組合員ノ徒弟ニシテ年期中故ナク脱走スルカ又ハ不都合アリテ放逐シタルトキハ親方ヨリ其旨事務所ニ届ケ出ヅベシ頭取ハ之ヲ組合一般ニ報告ス其報告ヲ受ケタル者ハ親方ノ承諾ヲ得スシテ雇入ル、コトヲ得ス

第拾八條 本組合員ノ徒弟ニシテ年期充テ且ツ卒業シタル者ハ其氏名ヲ親方ヨリ事務所ニ届ケ出ヅベシ頭取ハ之ヲ組合一般ニ報告シ需用ノ便ニ供スルモノトス

第拾九條 雇主又ハ依頼者ニ於テ故ナク工料請負金ヲ支拂ハザルルハ其旨事務所ヘ申告スベシ頭取ハ申告者ニ代リテ其請求ヲナスベキ者トス若シ猶ホ應ゼザルトキハ其旨組合一般ニ報告シ其者ニ對スル一切仕事ヲ拒絶セシムルモノトス

第貳拾條 本組合員ハ常ニ本業ニ關スル技術ニ注目シ之ガ利害得失ヲ研究シカメテ仕事ヲ精確ニシ公私ノ信用ヲ保ツベシ

第貳拾壹條 本組合員ハ就業ノ際常ニ票札ヲ携帶シ組合員タルノ資格ヲ證スベキモノトス

票札ノ雛形左ノ如シ

第一號	組合員之證	横濱船大工職工
住所	裏	組合事務所
氏名		

右ノ票札ハ實費ヲ以テ頭取ヨリ交付スルモノトス

第四章 役員ノ選舉方法及權限

第貳拾貳條 本組合ニ左ノ役員ヲ置クモノトス

- 一 頭取 一名
- 一 副頭取 一名
- 一 評議員 三名